

◇ 他の都道府県（国外を含む。）から福井県立高等学校へ入学を志願する者の手続（要項 p. 44 1）

<全日制>

(1) 条件

他の都道府県の中学校卒業または卒業見込みの者で、福井県立高等学校（以下「県立高校」という。）の全日制の課程に入学を志願する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 保護者の転勤または「ふるさと帰住」等の理由により、本人および保護者の住所が現に本県内にあること、または近く本県内に住所が移ることが明確であること（やむを得ない事情で保護者の住所が現に本県内にない場合は、保護者に代わる身元引受人の住所が現に本県内にあること。）。
- イ 隣接の府県に住所がある生徒で、地形、交通等の関係上、その府県の高等学校に通学することが甚しく困難であること。
- ウ 他の都道府県の志願者で、当該都道府県に志望する学科が設置されていない場合であること。本人および保護者の住所が現に本県内にあること、または近く本県内に住所が移ることが明確であること（やむを得ない事情で保護者の住所が現に本県内にない場合は、保護者に代わる身元引受人の住所が現に本県内にあること。）。

(2) 申請手続

他の都道府県から志願する者は、次の書類を福井県電子申請サービスにより、福井県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出すること。

ア 福井県立高等学校入学志願許可申請書（様式高入第1号）

イ 市区町村長の発行する生徒および保護者の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの。）

住民票の写しについては、保護者と子が同一の用紙に書かれたもの（あるいは家族が一覧となったもの）、続柄が記載されたもの（省略しないこと。）

ウ 転居見込みの場合はその旨を証明する書類（国内からの場合は転居予定証明書（別紙1）、国外からの場合は帰国（転居）予定証明書（別紙2））

エ (1) のアまたはウで保護者の住所が現に本県内にない場合は、身元引受人の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの。）および身元引受承諾書（別紙3）

(3) 審査等

ア 教育委員会は前項の書類を審査し、適当と認めた場合は、志願者に福井県立高等学校入学志願許可書（様式高入第2号）を交付する。

イ 志願者は、福井県立高等学校入学志願許可申請書の写しおよび福井県立高等学校入学志願許可書を、WEB出願システムにより、志願先の県立高校長に提出すること。

ウ やむを得ない事情で、アの許可書発行後に志願先の学校、学科、コース等を変更するなど、申請時の内容に変更が生じた場合は、志願者は速やかに教育委員会に連絡すること。

<定時制・通信制>

教育委員会への入学志願許可申請（下記の＜手続の流れ＞1（2）①③）は不要です。

<手続の流れ>

1 志願許可申請・承認申請について

(1) 申請・承認期間

推薦入試・特色選抜	令和7年11月19日(水)～令和8年12月22日(月)
一般入学者選抜	令和7年11月19日(水)～令和8年1月29日(木)
	令和8年2月10日(火) 午前9時～午後4時 【出願の特例】参照
第2次募集	令和8年2月16日(月)～令和8年3月3日(火) 正午

(2) 手続の流れ

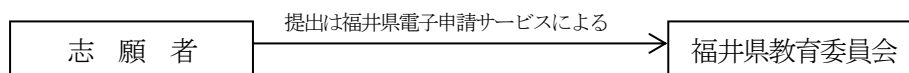
○概要

- ①ー1 志願許可申請(定時制・通信制を省く) [志願者による手続]
- ▼
- ①ー2 WEB出願システムメールアドレス登録手続 [中学校長による手続]
- ▼
- ② 福井県教育委員会の審査・承認
- ▼
- ③ WEB出願準備 [中学校・志願者による登録手続]

○詳細

①ー1 志願許可申請(定時制・通信制を省く)

志願者は、志願許可申請期間内に、下記の提出書類を、福井県電子申請サービスにより福井県教育委員会に提出すること。



<申請手続書類>

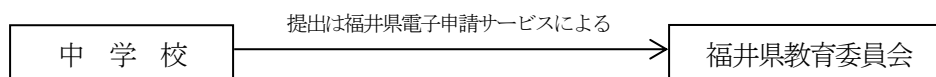
- ア 福井県立高等学校入学志願許可申請書(様式高入第1号)
 - イ 住民票の写し(生徒および保護者の住民票の写し、マイナンバーの記載がないもの。)
 - ウ 転居見込みの場合は、その旨を証明する書類(国内からの場合は転居予定証明書(別紙1)、国外からの場合は帰国(転居)予定証明書(別紙2))
 - エ 保護者の住所が現に本県内にない場合は、身元引受人の住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの。)および身元引受承諾書(別紙3)
- ※「地域みらい留学」で入寮する場合は、身元引受人の住民票は写しは不要とする。

<申請方法>

- ・上記の書類を、それぞれPDFファイルにし、福井県電子申請サービスにより提出すること。
- ※福井県高校教育課ホームページ上にある「福井県電子申請サービス利用方法」を参照すること。
- ・各書類の様式は、高校教育課ホームページよりダウンロードしてください。

①ー2 WEB出願システムメールアドレス登録手続

中学校長は、WEB出願用のメールアドレス登録票を、福井県電子申請サービスにより福井県教育委員会に提出すること。



<提出書類>

WEB出願システムメールアドレス登録票

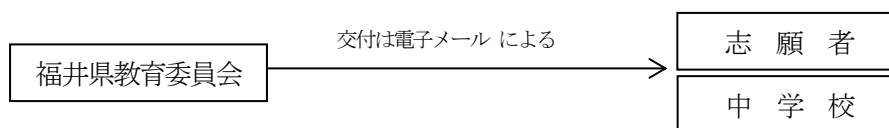
<提出方法>

- ・上記の書類を、Excel ファイルにて、福井県電子申請サービスにより提出すること。
※福井県高校教育課ホームページ上にある「福井県電子申請サービス利用方法」を参照すること。
- ・書類の様式は、高校教育課ホームページよりダウンロードしてください。

出願は、福井県立高等学校統合型WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）により行う。情報セキュリティの観点からWEB出願システムは2段階認証機能を搭載しており、この機能の利用には事前に中学校管理者の個別電子メール登録が必要となる。

② 福井県教育委員会の審査・承認

福井県教育委員会は書類を審査し、適当と認めた場合は、下記の書類を志願者に交付する。



<送付書類>

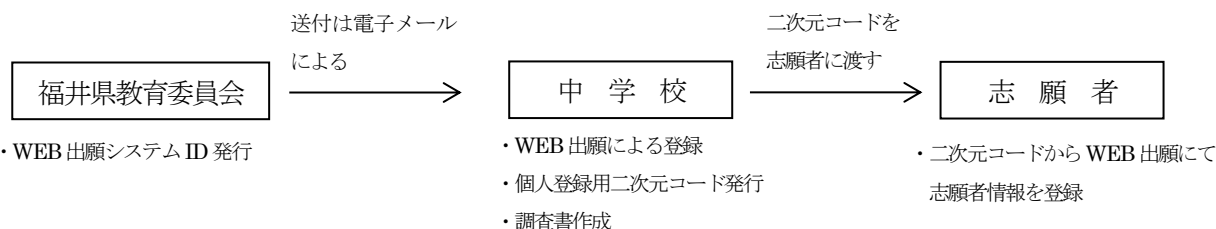
- ※ア 福井県立高等学校入学志願許可書（様式高入第2号）
- ※イ 福井県立高等学校入学志願許可申請書（様式高入第1号）の写し

<交付方法>

書類を電子メールにより志願者に送付する。なお、書類は中学校の出願手続で必要となるため、中学校にも送付することとする。（②「中学校の電子メールアドレス登録手続」で登録した中学校アドレスあて）

③ WEB出願準備

- ・福井県教育委員会は下記の書類を中学校長に送付する。
- ・中学校長は、教育委員会から送付されたID・パスワードからWEB出願システムにログインし、登録手続を行うこと。また、志願者用の二次元コードを発行し志願者に渡すこと。
- ・中学校長は、調査書を作成すること。
- ・志願者は、中学校から発行された個人登録用二次元コードからWEB出願システムにログインし、志願者情報を登録すること。



<送付書類>

- ア 福井県立高等学校入学志願許可書（様式高入第2号）（前記 ※アの書類）
- イ 福井県立高等学校入学志願許可申請書の写し（前記 ※イの書類）
- ウ WEB出願システムに係る注意事項（WEB出願システムID・パスワード含む）
- エ WEB出願システムの流れ（概略）
- オ（様式）福井県立高等学校入学志願者調査書（様式第1号）

<送付方法>

書類を電子メールにより、中学校に送付する。（②「中学校の電子メールアドレス登録手続」で登録した中学校アドレスあて）

2 出願について

（1）出願受付期間

○推薦入学者選抜・特色選抜

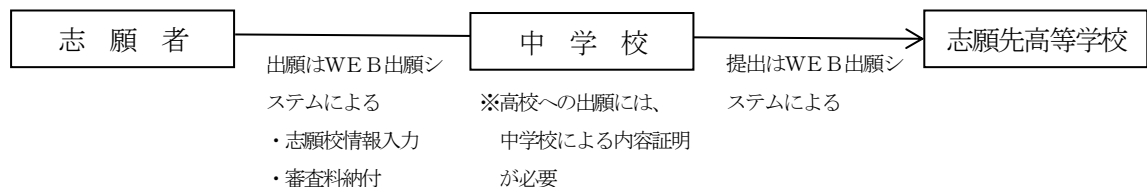
- ・出 願 受 付 期 間 令和8年1月6日（火）～ 8日（木）午後4時締切

○一般入学者選抜

- ・出 願 受 付 期 間 令和8年2月5日（木）、2月6日（金）、2月9日（月）午後4時締切
- ・志願変更受付期間 令和8年2月12日（木）、2月13日（金）、2月16日（月）正午締切

（2）手続の流れ

- ・志願者はWEB出願システムにより、出願に必要な情報を入力し、中学校長の証明を得て、出願期間中に出願先の県立高等学校長に提出すること。
- ・志願者は入学審査料として、2,200 円をクレジットカード決済、コンビニ決済、インターネットバンキング決済、ATM決済のいずれかの方法で納付すること。
- ・中学校長は、志願者の志願情報に誤りのないことおよび入学審査料が納付されていることを確認し、WEB出願システムにより志願情報等の証明を行うこと。



<提出書類>

- ア 福井県立高等学校入学志願許可書（前記 ※アの書類）
- イ 福井県立高等学校入学志願許可申請書の写し（前記 ※イの書類）
- ウ 福井県立高等学校入学志願者調査書（様式第1号）
- エ 推薦書（様式第2号） ※推薦入学者選抜の場合
- オ 特色選抜志願理由書（様式第3号） ※特色選抜の場合
資格要件を証明するための添付書類（必要な者のみ）
- カ 探究的な取組みに係る事前課題（志願先の高校が提出を求めている者のみ）
※特色選抜の場合

<提出方法>

中学校長は、出願時に、上記の書類をWEB出願システムにより添付し、出願先の県立高校長に提出すること。

<その他>

- ・志願者によるWEB出願手続や審査料納付については、高校教育課ホームページ上にある「WEB出願システム志願者用パンフレット」を参照してください。
- ・受験票は、志願変更の受付を締め切った後に、WEB出願システム上で出願者に交付される。

【出願の特例】（「令和8年度福井県立高等学校入学者選抜に関する実施要項」p3 3(4)）

他の都道府県から県立高校全日制の課程を志願する者のうち、急な転勤による県外からの一家転住等のやむを得ない事情により、出願受付け期間内に出願できなかった者は、志願変更期間内に出願することができる。

ただし、**令和8年2月10日（火）の午前9時から午後4時まで**に、「県を越えて出願する場合の取扱い」の例により、手続をしなければならない。

3 特色選抜または推薦入学者選抜に漏れた場合の手続について

ア 特色選抜の種目・領域「地域みらい留学」の選抜に漏れた者が、福井県立高等学校入学者選抜一般入学者選抜を受験する場合には、**令和8年1月22日（木）から令和8年1月29日（木）まで**に「県を越えて出願する場合の取扱い」の例により、原則として手続し直すこと。その際、保護者の住所が現に本県内がない場合は、保護者に代わる**身元引受人住民票の写し**（マイナンバーの記載がないもの。）および**身元引受承諾書（別紙3）**を教育委員会に提出すること。

イ 特色選抜の種目・領域「地域みらい留学」以外の種目・領域での特色選抜や推薦選抜に漏れた者のうち、同じ高校・学科で一般入学者選抜を受験する場合は、「県を越えて出願する場合の取扱い」に係る再申請の手続は必要はない。

ウ 他県の一般入学者選抜を受験する場合、教育委員会に提出した「福井県立高等学校入学志願許可申請書」を取り下げる手続が必要となる。福井県教育委員会教育長あて「**福井県立高等学校入学志願許可の取消し届出書**」（様式自由 ※高校教育課ホームページで参考様式を掲載）を速やかに中学校長名で教育委員会に提出すること。

問合せ先

福井県教育委員会 県越え出願担当
電話 0776-21-1111 （内線 4160）
0776-20-0549 （直通）